

選択的夫婦別姓制度の導入に向けての議論を求める意見書

現行の民法の下では、婚姻に際して、夫婦のいずれか一方が、姓を改めることとされている。これに対し、希望すれば婚姻後も夫婦がそれぞれ婚姻前の姓を称することができる選択的夫婦別姓制度の導入を望む声がある。

選択的夫婦別姓制度の導入については、家族の在り方に深く関わる問題であるため、国において対応を検討している状況が続いており、平成 27 年の最高裁判決に引き続き、令和 3 年 6 月の最高裁決定においても「夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきである」とされたところである。

一方、平成 30 年 2 月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」においては、選択的夫婦別姓制度の導入について「法律を改めてもかまわない」が 42.5%、「法律を改める必要はない」が 29.3%、「夫婦が婚姻前の姓を名乗ることを希望していても、夫婦は必ず同じ姓を名乗るべきだが、婚姻によって姓を改めた人が婚姻前の姓を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについてはかまわない」が 24.4%となるなど、国民の間にも様々な意見が存在していることが明らかである。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度について、国民の間に様々な意見があることを踏まえ、戸籍制度等の社会的な影響範囲も考慮しながら、さらに議論を進めるよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 27 日

江南市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）